

佐川町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 高知県佐川町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 4 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 4 年度 ～ 令和 13 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	西組地区：平成14年度（20年）	法適 (全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適用 (令和6年4月1日：法適用予定)
処 理 区 域 内 人 口 密 度	21.8人/ha (令和4年1月31日時点)	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	なし
処 理 区 数	1 処理区		
処 理 場 数	1 処理場		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	実施していない		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	佐川町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第13条に基づき、世帯割と人員割により算定し、その合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に10円未満の端数金額が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。 ・世帯割（税込）1 世帯当たり 1,760円 ・人員割（税込）1 人当たり 550円				
業務用使用料体系の概要・考え方	日本産業規格（JIS A 3302）の算定基準に基づき、各事業所種別の算定式により算出した人員に対して、条例で定められた人員割を乗じる。				
その他の使用料体系の概要・考え方	なし				
条例上の使用料*2 （20㎡あたり） ※過去3年度分を記載	平成30年度	3,340 円	実質的な使用料*3 （20㎡あたり） ※過去3年度分を記載	平成30年度	2,540 円
	令和元年度	3,410 円		令和元年度	2,660 円
	令和2年度	3,410 円		令和2年度	2,555 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

③ 組 織

職 員 数	建設課・水道系の職員が兼任で農業集落排水施設の管理・運営を行っている。 2名（事務・技術各1名）
事業運営組織	建設課 水道係（4名） 課長 ——— 課長補佐 ——— 水道係長 ——— 係員 (兼務) (1名) (1名) (2名)

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設の維持管理に係る保守点検、清掃については民間委託で対応している。
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

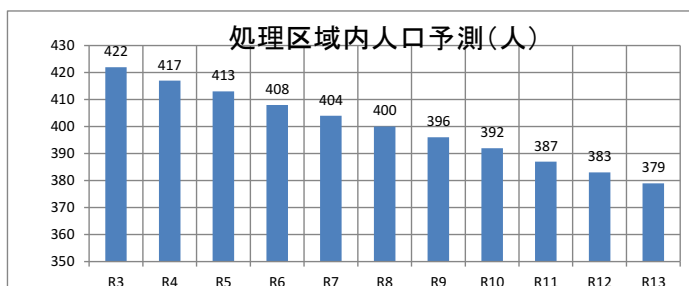
※直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）を添付すること。

別紙①のとおり

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

西組地区農業集落排水事業の処理区域内人口は、供用開始時518人であったが、令和3年3月31日時点では426人となり、徐々に減少している。
今後も人口が増加に転じることは困難であることが予測され、経営戦略においても「第5次佐川町総合計画」における人口予測をもとに推計を行った。



(2) 有収水量の予測

処理区域内人口の減少予測から、有収水量についても同様に減少していくことが予想される。

(3) 使用料収入の見通し

世帯割と人員割で算出するため、処理区域内の人口予測を鑑みると、現状の算定方法では使用料収入の増加は見込めず、減少していくことが予想される。
また、供用開始から現在までに消費税率の変更のみで、使用料の改定は実施していない。

(4) 施設の見通し

西組地区農業集落排水施設は供用開始から20年経過しており、機械や電気設備の老朽化が進行しているため、令和2年度から令和4年度にかけて機能強化対策事業において機器の更新等を実施していく。これにより、農業集落排水施設の機能を適切に維持しながら、負担の軽減と費用の平準化を図る。

(5) 組織の見通し

今後も町の直営で管理・運営を実施する。
令和6年度の地方公営企業法適用後においては、組織体制の見直しも必要となると考える。

3. 経営の基本方針

○施設の適正管理

機能強化対策計画に基づき、計画的に機器の更新を実施することで、施設の長寿命化と必要経費の縮減を図る。

○経営の安定化

使用料収入と運営費用の収支バランスを考慮しながら、料金設定の検討や経常経費の縮減を図る。

4. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙②のとおり

※ 赤字がある場合には（3）において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たった説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	施設の機能を適切に維持する。
-----	----------------

耐用年数を経過し、機能が低下した器機について、令和2年度から令和4年度にかけて機能強化対策事業にて更新することにより、施設の機能を適切に維持していく。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	補助金や地方債を活用し、負担の軽減を図る。
-----	-----------------------

施設整備等の財源については、国・県補助金及び地方債により、必要な財源を確保する。
一般会計からの繰入金については、国が示す繰出基準に基づく繰入を行い、収支の均衡を図るための基準外繰入を極力抑制する。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

職員給与費：専従職員を配置していないため考慮していない。
光熱水費：過去の実績から平均値を採用した。
修繕費：過去の実績から平均値を採用した。
手数料：過去の実績から平均値を採用した。
郵送料：過去の実績から平均値を採用した。
委託費：過去の実績の平均値及び今後予定する委託費を加算した費用を採用した。
その他：過去の実績から平均値を採用した。
支払利息：既借入地方債分については、償還表に基づき各年度の支払額を計上する。 新規借入地方債分については、近年の実績より償還期間及び利率を設定し計上する。 (下水道事業債、公営企業会計適用債)

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1) において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1) において黒字の場合においても、投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	本町だけの取組みには限界があるため、県及び近隣自治体と足並みを揃えて、中長期的な将来を見据えた共同化等について検討していく。
投資の平準化に関する事項	令和6年度の地方公営企業法適用化に向けて、施設や管路の固定資産台帳の整備を行う予定としている。今後、アセットマネジメントを実施のうえ、長期的な更新需要を把握し、検討していく。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	なし
その他の取組	なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	今後の人口推移において自然減少が続き、使用料収入の悪化により安定的な経営が困難となった場合には、必要に応じて料金の改定について検討する。
資産活用による収入増加の取組について	なし
その他の取組	なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在行っている維持管理等の民間委託については、今後も継続していく予定であるが、その他については活用・検討の予定はない。
職員給与費に関する事項	なし
動力費に関する事項	設備更新時等、経費削減につながる器機の更新を検討していく。
薬品費に関する事項	なし

修繕費に関する事項	クラウド型監視システムを使用して管理・点検を行い、異常等あれば速やかに修繕を実施することで施設の維持を図る。
委託費に関する事項	施設の維持管理は、専門知識と経験を有した民間業者へ委託して行う。
その他の取組	経営状況や財政状態を的確に把握した上で、中長期的な視点に基づく経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組む。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	将来にわたり安定的に事業を継続していくため、PDCA（計画・実施・検証・見直し）サイクルの考えに基づき、投資・財政計画の達成状況について毎年度進捗管理を実施し、計画と実績の乖離を検証・対応していく。 また、使用料の変更や地方公営企業法適用により、収支計画に大きな修正が必要となる場合においては、見直しを実施するほか、現状分析や社会情勢の変化などを考慮し、本戦略を更新する。
-------------------------	---